

天理市水道水源保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第29号

天理市水道水源保護審議会規則の一部を改正する規則

天理市水道水源保護審議会規則（平成14年6月天理市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「上下水道局」を「環境経済部環境政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。